平成２７年（フ）第３７３号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名879番地１
破産者　武田　忠尚
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９３号
長崎県佐世保市梅田町44番地２、前住所愛知県名古屋市中区金山５丁目８番８号　マルジンマンション306号
破産者　高八重徹夫
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
長崎県西海市大島町1327番地19、前住所長崎県西海市大島町1876番地８　大小島団地Ｄ棟２
破産者　ＲＡＩＯＬ　ＮＯＭＵＲＡ　ＷＩＬＳＯＮ　ＫＥＮＪＩ（通称野村ケンジ）
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
奈良県橿原市醍醐町299番地の10　竹林住宅南棟北端
破産者　小田　迪男
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
奈良県橿原市見瀬町109番地の１
破産者　柳原　育男
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
福岡県久留米市白山町451番地１
破産者　永石　千穂
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４１７号
新潟市東区向陽１丁目147番地16　第一高見ハイツ203号
破産者　前田みゆき
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１号
新潟市秋葉区山谷町２丁目９番19号、前住所新潟市秋葉区草水町２丁目７番41号
破産者　工藤　武雄
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１６号
岐阜市市ノ坪町５丁目８番地１　（エクセランス岐阜西　301）、開始決定時の住所岐阜市三笠町１丁目５番地４
破産者　河田　幸子（旧姓大橋）
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４４４号
静岡県磐田市中泉2016番地22
破産者　金原　春雄
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９６号
奈良県生駒郡安堵町大字窪田231番地の３
破産者　西山　智津
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１６号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2736番地18
破産者　深野　亨輔
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２２３号
福岡県久留米市御井旗崎１丁目１番27―510号、前住所福岡県小郡市大保1343番地２402号室
破産者　首藤　康子（旧姓釜崎）
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４３２号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目47番15号
破産者　原岡　隆良
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４３３号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目47番15号
破産者　原岡　惠子
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７６号
鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田3456番地
破産者　若松　紘子
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１号
沖縄県那覇市西３丁目９番５―901号　県営三重城市街地住宅
破産者　小屋敷浩三
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２６５号
青森市中央１丁目18―７　成田アパート３号室、住民票上の住所青森市中央１丁目18番７号
破産者　増川克己こと　増川　克巳
１　決定年月日　平成28年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係